

八尾市で活動する 市民団体を 応援します



八尾市人権協会では、被差別・社会的マイノリティに対する偏見や差別、社会的排除をはじめとする人権問題の解決に取り組む非営利団体とネットワークを築くべくその活動を支援するための「人権活動支援事業」として助成事業を実施しています。本事業を通じて、被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体が、その問題を社会に発信するとともに、無理解や偏見が減少し、理解と連帯が広がり、被差別・社会的マイノリティが安心して暮らせる地域や社会になることをめざします。

助成対象団体

- 被差別・社会的マイノリティに対する忌避意識や偏見の克服、差別の解消など、人権問題の解決に役立つ事業に取り組む団体。
- 八尾市内で恒常的に人権問題に取り組んでいる非営利の団体（任意団体含む）。
ただし、次の事業は対象としない。
 - a. 営利を目的とする事業
 - b. 自ら主催実施しない事業
 - c. 政治活動や宗教活動にかかわる事業

助成額

同一団体への助成額は、同一年度上限20万円まで。



詳しくは、(一財)八尾市人権協会人権活動支援事業要綱をご確認下さい。
ホームページより関係書類をダウンロードできます。

お問合せ
(一財)八尾市人権協会

〒581-0004 八尾市東本町3-9-19 リバティ八尾 312号
TEL: 072-924-9853 FAX: 072-924-0134 E-MAIL: oyaoya@oyaoya.org